

## 宮崎県子育てにやさしいまちづくり事業補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日  
福祉保健部こども政策課

### (趣旨)

第1条 県は、子育てに配慮した環境整備を推進するため、予算で定めるところにより、子育て世帯の外出時の負担軽減に資する環境整備を行う企業等に対し補助金を交付するものとして、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

### (補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

### (申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（別記様式第3号）
- (2) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申

請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)

- (3) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合)  
(別記様式第4号)
- (4) 第2条第3号に係る(暴力団関係者に該当しないことの)誓約書(別記様式第5号)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業を行うに当たり暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と契約を締結してはならない。
- (3) 補助事業者は、本事業により整備した施設が、子育て世帯が利用できる施設であることを周知するため、県が指定するステッカー等を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならない。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額の20パーセント以内の減
- (2) 実施時期の変更等の補助事業の趣旨を変えない事業内容の変更

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第6号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第7号)

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第8号）
  - (2) 収支決算書（別記様式第9号）
  - (3) 精算額調書（別記様式第10号）
  - (4) 工事契約書（工事内訳書を含む。）及び領収書の写し
  - (5) 納品書及び領収書の写し（備品を購入した場合に限る。）
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第12条 規則第21条第1項ただし書きの規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、1件の取得金額が50万円以上のものとする。
- 2 規則第21条第1項の承認は、補助事業財産処分承認申請書（別記様式第12号）を知事に提出してこれを受けなければならない。
- 3 規則第21条第1項の承認を受けた事業者は、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、知事の指示するところによりその収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

（書類の提出部数等）

- 第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る子育てにやさしいまちづくり事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
<p>外出中の子育て世帯の利用が広く見込まれる県内の店舗、事業所等における以下の整備等に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授乳スペースの整備に要する費用（間仕切り壁、カーテンレールの設置工事、床や壁への授乳用ソファの固定設置等）</li> <li>・オムツ替えスペースの整備に要する費用（壁掛け式オムツ交換台、ベビーベッドの据付工事、手洗い設備の増設工事等）</li> <li>・キッズスペースの整備に要する費用（床材の張替やコーナーガードの貼り付け等）</li> <li>・上記の整備に伴う備品購入費</li> <li>・上記以外で知事が補助事業の実施のために必要と認める費用</li> </ul>	<p>2分の1以内</p>	<p>50万円 (1施設あたり)</p>